

全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会 会則

(名称)

第1条 この協議会は、全国水土里ネット多面的機能支払促進協議会（以下「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、農用地、水路、農道、ため池等の地域資源の質的向上を図ることを目的とする多面的機能支払に取り組む活動組織を、土地改良区や都道府県水土里ネット等が支援する上で、広く本制度の有用性・優良事例等についての情報を共有し、発信するなどにより、同取組みが促進され、持続的な農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、以下の活動等を行う。

- (1) 多面的機能支払に関する調査・情報交換
- (2) 多面的機能支払に関する広報活動の企画・実施
- (3) 構成員を対象とした多面的機能支払に関する研修会等の開催
- (4) 多面的機能支払に関する国への提案等
- (5) その他本協議会の目的を達成するために必要な活動等

(構成員)

第4条 本協議会は、全国土地改良事業団体連合会（以下「全土連」という。）及び本協議会の目的に賛同する都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方土連」という。）をもって構成する。

(会長及び副会長)

第5条 本協議会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、総会において構成員の互選により選出する。
- 3 会長及び副会長の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、後任として選出された者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、本協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(入退会)

第7条 本協議会に入会しようとする地方土連は、会長に入会申込書を提出し、総会にて承認を得る。

- 2 本協議会を退会しようとする地方土連は、会長に退会届を提出する。

(経費)

第 8 条 本協議会の運営に必要な経費は、各構成員が負担するものとし、その額およびその徴収方法については毎年度総会において決定する。

(会計年度)

第 9 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(総会)

第 10 条 本協議会は、総会を毎年 1 回開催する。なお、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 総会は、次の事項について審議し、議決する。

- (1) 活動計画に関する事項
- (2) 会則の改正に関する事項
- (3) 入会の承認及び役員を選任に関する事項
- (4) 会費の額に関する事項
- (5) その他、本協議会の運営及び活動に関する事項

3 総会の開催は、構成員の過半数以上(委任状を含む。)の出席を必要とし、議事は出席者の過半数をもって決する。ただし、会則の改正については、構成員の 3 分の 2 以上(委任状を含む。)の賛成を持って決する。

4 総会には、構成員が指名した者を代理として出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

(幹事会)

第 11 条 本協議会に、総会で議決した活動計画を具体的に推進するために幹事会を設ける。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事を持って構成する。

3 幹事長は会長の、また、副幹事長は副会長のそれぞれ所属する地方土連の幹事を持って充てる。

4 幹事は、構成員である全土連・地方土連の担当部署長等とする。

5 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

6 幹事長は、幹事会を主宰し、幹事会の座長となる。

7 副幹事長は、幹事長を補佐し、又は幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

8 幹事長は、必要に応じて幹事会に農林水産省等の関係者に出席を求め、説明、助言等を聴くことができる。

9 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について、会長に報告する。

(事務局)

第 12 条 本協議会の事務局は、全土連におく。

(その他)

第13条 この会則に定めのない事項及び本協議会の運営上緊急の決議を必要とする事項は、会長が特別にこれを定める。

附則

- 1 この会則は、平成27年5月29日から施行する。
- 2 この会則の設置に伴い平成27年度選任の会長及び副会長の任期は、会則第5条第3項の規定にかかわらず平成29年3月31日とする。